

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 2 3 日

笠岡市内指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所
笠岡市内小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

笠岡市健康福祉部長寿支援課長

**新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、
モニタリングの取扱いについて（第4報）**

日頃から、本市の介護保険行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて令和2年4月20日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、モニタリングの取扱いについて（第3報）」により、サービス担当者会議の開催及びモニタリングの実施についての取扱い対象期間を当面の間としたところですがこの度、岡山県から令和2年6月17日付け指第429号「社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について（第2報）」により今後の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の方針が示されました。

これに伴い、令和2年4月20日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、モニタリングの取扱いについて（第3報）」2の取扱い対象期間の終期を令和2年6月30日までとしますのでお知らせします。

また、今回の方針を受け、本市においてその方針に基づき今後の対応について検討した結果、次のとおり取り扱うこととしましたので各事業所におかれまして、適切な対応をお願いいたします。

記

1 サービス担当者会議及びモニタリングの取扱いについて

令和2年7月1日（水）から徐々に通常どおりの実施をお願いします。

注1：令和2年5月25日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が全ての都道府県において解除されましたが、依然感染者が毎日確認されています。新型コロナウイルス感染の終息時期は不明で、今後の流行も予測できない状況です。

新型コロナウイルス感染拡大の恐れは減少傾向にありますが、感染リスクが完全に無くなった訳ではありません。サービス担当者会議の開催及びモニタリングの実施にあたっては、感染防止対策を徹底してください。

注2：本通知の取扱いについては、新型コロナウイルス感染の流行状況、厚生労働省及び岡山県から新たに方針等が示された場合、変更となる可能性があります。本市の取扱いにつきましては、状況を総合的に勘案し決定いたします。その際は、あらためて通知します。

注3：サービス担当者会議の開催及びモニタリングの実施については、万全の状態での開催及び実施が望ましく、少しでも開催及び実施に不安を感じる場合等は、各事業所の判断により対応をご検討ください。

2 サービス担当者会議開催時の注意点

- 1 サービス担当者会議の開催については、各事業所の判断により開催してください。
- 2 開催にあたっては、3密（密閉、密集、密接）を避け、出席者は必要最低限の人数及び短時間での開催を心掛けてください。
- 3 開催にあたり、参加者に手洗い（手指消毒）及びマスクの着用をお願い、必要に応じて検温等を実施してください。参加者の中に発熱等体調不良が認められた場合は、開催の延期又は会議への出席をお断りする等の対応を検討してください。
- 4 サービス担当者会議開催にあたり3密（密閉、密集、密接）等が回避できない等によりサービス担当者を招集して実施できず、居宅サービス計画の原案の内容について情報共有及び意見聴取が困難である場合は、特段の事情によるものとして、電話やファクシミリ等の手段で照会し、その経過や内容を支援経過等に記録する等の対応を検討してください。

3 モニタリング実施時の注意点

- 1 モニタリングの実施については、各事業所の判断により実施してください。
- 2 実施にあたっては、手洗い（手指消毒）及びマスクの着用等感染防止に十分に配慮した上で実施してください。
- 3 モニタリングの実施にあたっては、利用者から新型コロナウイルス感染を危惧する等の理由により利用者の居宅の訪問を拒否された場合等で利用者の状況把握が困難である場合は、特段の事情によるものとして、電話やファクシミリ等による方法を活用し、その経過や内容を支援経過等に記録する等の対応を検討してください。

4 留意事項

本通知は、岡山県の方針を基に本市において、普段どおりの活動を再開する方向で検討したものです。また、本通知はサービス担当者会議の開催及びモニタリングの実施における「特段の事情」に該当するものとして対応することを妨げるものではありません。前述のとおり、「特段の事情」に該当するものとして対応した場合であっても「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年2月17日事務連絡）」及び「同（第3報）（令和2年2月28日事務連絡）」問9及び「同（第4報）（令和2年3月6日事務連絡）」問11及び「同（第6報）（令和2年4月7日事務連絡）」問4により柔軟な取扱いが可能です。

また、本通知はサービス担当者会議の開催及びモニタリングの実施を免除するものではなく前述のとおり柔軟な対応を可能とするものです。サービス担当者会議の未開催及びモニタリングの未実施は運営基準違反となりますので申し添えます。

なお、国が発出している「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の通知の取扱いは、現在も継続中です。

5 その他

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきまして業務多忙中のところご尽力くださり感謝申し上げます。各事業所におかれましても、新しい生活様式を実践しながら、引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。

(問い合わせ先) 笠岡市健康福祉部長寿支援課 介護事業者指導係 TEL 0865-69-2139
